

1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、LimoTokyoTravelCenter（(株)日の丸リムジン）（以下「当社」）が企画・実施する募集型企画旅行でありこの旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結する事になります。
- (2)当社が締結する募集型企画旅行契約（以下「契約」事項については、当社の旅行約款（以下「約款」）本旅行条件、ホームページ及び別途お渡しする確定書面（最終日程表）によります。

2. 旅行契約の成立

(1)旅行契約の成立には、当社所定の申込書の提出と代金のお支払いが必要です。

（この2つが揃った時点で正式に旅行予約の契約が成立となります。）

※申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。

(2)電話等での申込みの場合は当社が予約を承諾した日と致します。

(3)（A）身体に障がいをお持ちの方（B）健康を害している方（C）妊娠中の方（D）補助犬使用者の方

当社の手配による旅行サービスの提供が一切おこなわれない旨が明示された日については、当該日にお客様が被ったその他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。 当社は可能な範囲内これに応じます。

尚、旅行者からのお申出に基づき、当社が旅行者の為に講じた特別な処置に要した費用は旅行者の負担とします。

3. 旅行代金

LimoTokyoTravelCenter（(株)日の丸リムジン）の宿泊の約款に準じ特約事項として適用範囲を以下の内容とします。

- (1)大人料金：ホームページ等に明示した旅行代金は特にことわりのない場合、12歳以上（中学生以上）が大人料金です。
- (2)小人料金：旅行開始日に小学生のお子様（宿泊地において、保護者と同じベッドで添い寝する場合）に適用します。
- (3)幼児料金：小人料金が適用にならない満3歳以上小学生未満のお子様（宿泊地において、保護者と同じベッドで添い寝する場合）に適用します。

4. 旅行催行について

(1)この旅行の最少催行人員は1名です。

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送機関等のサービス提供の中止、官公庁の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更する事があります。またその変更に伴い旅行代金を変更する事があります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更する事があります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日にあたる日より前にお知らせします。

6. 取消について

(1)お客様は下記の取消料を支払って旅行契約を解除する事ができます。

| 「ハイヤー送迎付き宿泊パック」取り消し料金 | |
|--|------------|
| 旅行契約の取消日 | 取消料（送迎・宿泊） |
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあっては十日目）に当たる日以降に解除する場合 20日（10日）～8日前まで | 旅行代金の20% |
| 宿泊日の7日～2日前に取消 | 旅行代金の30% |
| 出発日の前日に取消 | 旅行代金の40% |
| 出発日の当日に取消 | 旅行代金の50% |
| 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100% |

(2)下記事由の場合は取消料を支払う事なく旅行契約を解除する事ができます。

a.旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。

・旅行開始日の変更。

b.旅行代金が増額された場合。

C.当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

7.確定日程表（最終日程表）について

当社は確定した主な運送機関名及び宿泊施設名が記載された確定日程表を旅行開始日の前日までに交付致します。ただし、旅行開始日の8日前以降に申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に交付する事があります。なお、期日前であってもお問合わせ頂ければ手配状況についてご説明致します。

8. 当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除する事があります。（一部例示）

(1)申込み条件の不適合。

(2)病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

9. 当初の責任

当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償致します。

お荷物に係る賠償限度額は15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）

また次のような場合は原則として責任を負いません。

お客様が天変地変、戦乱、暴動、運送機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の

当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

10. 特別補償

当社はおお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により

国内旅行 2 万円～20 万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行 1 万円～5 万円、携帯品にかかる損害補償金（15 万円を限度）（ただし、一個又は一対についての補償限度は 10 万円）を支払います。ただし日程表において損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り [旅行参加中]とはいたしません。

1 1. 旅程保証

旅程保証に下表に掲げる変更がおこなわれた場合は、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約についての変更補償金の額が 1,000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

別表 変更補償金

| 変更補償金の支払いが必要となる変更 | 一件あたりの率 (%) | |
|---|-------------|-------|
| | 旅行開始前 | 旅行開始後 |
| 1. 契約書面に記載した旅行開始日の変更。 | 1.50% | 3.00% |
| 2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設その他の旅行の目的地の変更。 | 1.00% | 2.00% |
| 3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更。 | 1.00% | 2.00% |
| 4. 契約書面に記載した運送機関の種類の変更。 | 1.00% | 2.00% |
| 5. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更。 | 2.50% | 5.00% |

1 2. お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が被害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載され旅行者の権利、義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識した時は、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

1 3. 事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。

14. 個人情報の取扱いについて

(1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のためにさせて頂くほか、旅行者がお申込み頂いた旅行において運送機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

その他、当社は①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加中後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用して頂く事があります。

(2)当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのおお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当社は営業案内等の為にこれを利用して頂く事があります。

15. 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

□旅行企画・実施

LimoTokyoTravelCenter（(株)日の丸リムジン）

東京都知事登録 旅行業 第2-5504号

東京都千代田区有楽町1-12-1 新有楽町ビルB1F

国内旅行業務取扱管理者 相澤 直樹